

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第10条の規定により、平成20年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」(以下「環境総合計画」という。)の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

平成20年度の府内の環境の状況につきましては、大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質に加えて、二酸化窒素の環境保全目標(環境基準)の達成率も初めて100%となりました。河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目についても環境保全目標をほぼ達成していますが、河川の汚濁指標であるBODは、改善の傾向にあるものの、環境保全目標を達成できていない地域が残っています。さらに、地球温暖化・ヒートアイランド現象への対策や、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが重要な課題となっています。

本府といたしましては、環境保全目標の達成・維持に向け、自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車対策や有害大気汚染物質対策、河川の水質管理と健全な水循環の構築に向けた取組み等を進めました。また、地球温暖化・ヒートアイランド対策として特に優れた取組みを行った事業者の表彰や自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール3%混合ガソリン(E3)の普及拡大を図るための実証事業、容器包装リサイクルや家電リサイクルの推進、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向けた取組み等様々な施策を実施しました。

一方で、府は、事業者・消費者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるべく率先行動を拡大するとともに、環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進行管理を行っています。

本報告では、主な環境の状況と平成20年度に講じた施策のうち重点分野の取組みを中心に記載し、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算額を<巻末資料>に一覧表で記載しています。